

## 「医療警報」を解除します

医療提供体制への負荷が軽減されつつあることから、新型コロナウイルス感染症「医療警報」を解除します。

### 1 趣旨

7月の4連休明けから新型コロナウイルス新規陽性者が急激に増加し、医療提供体制への負荷が高まったことから、8月6日には「医療警報」を、さらに8月20日には「医療非常事態宣言」を発出し、県民の皆様のご協力をいただきながら、新型コロナウイルス対策を強化してきました。

新規陽性者数は、ピーク時(8月17日～23日)には1週間で888人、人口10万人当たりで43.32人まで達しましたが、その後減少に転じ、直近1週間(9月7日～13日)では226人、人口10万人当たりでは11.02人となっています。

また、確保病床使用率は一時50%を超えたものの、9月13日現在では18.1%と、医療警報の発出基準である25%を下回っており、新規陽性者数の減少に伴って医療提供体制への負荷が軽減されつつあります。このため、新型コロナウイルス感染症「医療警報」を解除します。

医療従事者の皆様、暮らしや事業活動に大きな影響を受けながらも、感染防止にご協力いただいているすべての皆様に改めて感謝いたします。

### 2 県民及び事業者の皆様等へのお願い

次の点を考慮し、引き続き感染の抑え込みが必要であることから、**全県の感染警戒レベル4「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」**は当面継続します。

- 新規陽性者数は減少傾向にあるものの、第4波のピーク(315人、4月10日～16日)と比較して依然として高水準であるほか、減少スピードが鈍化していること
- 緊急事態宣言の発出地域を中心に全国的には依然として感染状況が非常に厳しい地域が存在すること

県民及び事業者の皆様、出張等での来訪者の皆様は、別紙「『新型コロナウイルス特別警報Ⅰ』の全県発出に伴うお願い」に沿った対応をお願いします。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県 危機管理部

消防課 新型コロナウイルス感染症対策室

(室長) 湯沢 秀保 (担当) 南沢 潤

電話 026-232-0111 (内線 4705)

FAX 026-233-4332

# 「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」の全県発出に伴うお願い

R3. 9. 14 時点

以下についてご協力をお願いします。

## 1 県民、来訪者・旅行者の皆様への協力依頼

- ① 人との接触機会をできるだけ減らすようお願いします（特措法第24条第9項）  
（人と会う時は、距離をとり短時間で。普段会わない方と会う場合は特にご注意ください。）
  - ・可能なら電話やオンラインで済ませてください
  - ・混雑する場所、換気の悪い場所は極力避けてください
- ② ご自宅等も含め、会食の際には次のことをお願いします（特措法第24条第9項）
  - ・茶飲み話や普段会わない方との会食は控えてください
  - ・同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染対策の徹底が困難な場合には実施を控えてください
  - ・できるだけ黙食とし、会話をする際にはマスクを着用してください
  - ・「信州の安心なお店」認証店の利用を推奨します
- ③ 出張や旅行、帰省などで県境をまたぐ移動は今しばらく控えるようお願いします。別荘等での二地域居住者の皆様も、この時期の県を越えての移動は控えるようお願いします（特措法第24条第9項）
- ④ 店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「信州の安心なお店」認証、「新型コロナ対策推進宣言」の実施の有無を確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗等をご利用いただくようお願いします（特措法第24条第9項）
- ⑤ 体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）は、外出せず、速やかに医療機関に相談してください
- ⑥ 出張等での来訪者、旅行者の方、二地域居住者の方は、上記①、②、④、⑤及び「信州版 新たな旅のすゝめ」を守るようお願いします（特措法第24条第9項）。

## 2 事業者の皆様等への協力依頼

### 【利用者、お客様に対する感染防止策】

- ① 商業施設・観光施設など不特定多数の方を受け入れる施設に限らず、店舗や施設の管理者におかれては、感染防止対策を徹底していただくとともに、状況に応じ入場制限等を実施してください（特措法第24条第9項）
  - ・人と人の距離を概ね2メートル程度確保するための入場制限等
  - ・施設内での物理的距離の確保
  - ・十分な換気
  - ・客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
  - ・客の健康状態の聞き取り、入口での検温
- ② 観光関係者は地域で連携して感染防止対策に取り組んでください

### 【従業員に対する感染防止対策】

- ③ 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします
- ④ 職場の感染対策を改めて点検・徹底してください
  - ・労働局が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」で点検してください。
- ⑤ 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

## 3 学校設置者等の皆様への協力依頼

- ① 市町村立及び私立の学校設置者の皆様は、「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」に基づく県立学校の対応も参考に、感染拡大防止対策に取り組んでください
- ② 保育所等については、感染防止対策を講じてもなお感染リスクが高い活動や、安全な実施が困難であると考えられる行事等の中止や延期の検討を市町村等に対して依頼します

## 第5波の収束に向け、感染防止対策の再徹底を

👉 「飛沫感染」、「エアロゾル感染」、「接触感染」を意識し、以下の基本的な感染防止対策をより厳格に行ってください。

- 屋内及び人との会話時は、マスクを正しく着用（不織布マスクを推奨）
- マスクをしていても人との距離は最低1メートルを確保
- 屋内や車内は十分に換気（屋内では30分に一回以上、数分間程度窓を全開）
- 人と同じものを触ることを避け、適切なタイミングで正しく手洗い・手指消毒

1 人との接触機会をできるだけ少なくしてください。

2 自宅等も含め、茶飲み話や普段会わない人との会食は控えてください。

3 県境をまたぐ移動（旅行、帰省、出張など）は今しばらく控えてください。

4 体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）は、外出せず、速やかに医療機関に相談してください。

5 ワクチンの効果と副反応を知った上で、ワクチン接種をご検討ください。接種がお済みの方も感染対策の徹底をお願いします。

県外への訪問が必要な方や、様々な理由によりワクチン接種を受けることができない方もいます。差別や誹謗中傷は行わず、県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支え合い」の輪を広げましょう。